

## 「秋田の魅力を再発見！」推進事業（東北版） Q&A

令和2年6月25日  
令和2年7月13日修正  
令和2年9月1日追加

Q1 申請できる旅行事業者は

A1 東北域内の旅行業法第3条の登録を受けた旅行業又は旅行代理業を営む法人又は個人です。

Q2 修学旅行は対象になりますか。

A2 対象になります。

Q3 職場旅行、組織団体旅行、視察旅行等は対象になりますか。

A3 対象になります。

Q4 どのようなバスでも対象になりますか。

A4 秋田県内の事業者（支店・営業所等含む）が所有するバスを貸し切りで利用する場合は、対象となります。また、秋田県内に本店がある事業者の県外の支店・営業所等の所有するバスを利用する商品も対象とする。

Q5 2泊以上した場合は、送客助成に上乗せはありますか。

A5 1回の旅行につき1人当たり5,000円となります。

Q6 2泊以上した場合は、バスや鉄道の助成に上乗せはありますか。

A6 1回の旅行につきバス1台150千円、鉄道1車両30千円です。

Q7 申請したツアーは、すべて対象になりますか。

A7 申請書や実績報告書の内容を審査し、適当と認めたツアーが対象となります。

Q8 申請主体は、営業所毎ですか。それとも法人毎ですか。

A8 営業所毎に申請してください。

Q9 事業所毎の上限額（10,000 千円）は営業所毎ですか。それとも法人毎ですか。

A9 営業所毎です。

Q10 県外に立ち寄っても対象になりますか。

A10 県内に宿泊する場合は、対象になります。

Q11 バス等助成の代金には、有料道路代や駐車代も含まれますか。

A11 含まれません。

Q12 要項第4条の県内地方鉄道の定義は。

A12 秋田内陸縦貫鉄道及び由利高原鉄道の2社です。

Q13 県外に1泊し、県内に1泊する商品は対象になりますか。

A13 対象になりますが内定する際の優先順位は低くなります。

Q14 ツアーの募集をPRする場合の注意点は。

A14 ツアーを募集する場合は、助成金を活用するツアーであることを、明記すること。  
例：当該ツアーは「秋田の魅力を再発見！」推進事業の助成金を活用します。

Q15 様式第3号の実績報告に添付する「金額が分かる書類」とはなにか。

A15 貸切バスについては、運送引受書の写しとします。ジャンボタクシー、地方鉄道については、各事業者から発行される領収書の写しとします。

Q16 実績報告書は申請した商品の催行が完了した段階で提出するのか。

A16 1件の申請でも、商品が複数月にまたがる場合は、各社の実績を把握するため、1か月単位での提出をお願いします。

Q17 消費税分は助成金の対象になりますか。(バス及び鉄道)

A17 対象にすることが出来ますが、次のすべてに該当する場合、助成金の返還が必要になりますので、ご注意ください。

- 消費税の課税事業者
- 原則課税方式により申告
- 補助金によって支出した経費に係る消費税額を仕入れ税額控除として税額控除

※当初から消費税抜きの金額で助成金を受けた場合は、返還の必要がありません。

Q18 GOTOトラベルキャンペーンとの併用は可能か。

A18 可能です。

Q19 緊急事態宣言等が発令された場合の取り扱いは。

A19 緊急事態宣言等の発令により、県をまたぐ観光による移動を制限した場合は、助成金の内定を取り消す場合があります。

Q20 助成の対象となる旅行商品の催行期間は。

A20 対象となる商品催行の期間は令和2年7月1日～9月30日でしたが、終期を令和2年12月20日(日)に変更します。(令和2年7月13日付け)

Q21 送客助成の対象は東北域内(新潟県含む)在住者か。

A21 東北域内(新潟県含む)の在住者が対象となります。

Q22 第3条第1項(4)のお土産を販売する施設等2か所以上とは。

A22 1か所以上は必ずお土産を販売する施設に立ち寄ること。(2か所以上でも問題ありません。)また、もう1か所については、ツアー中の昼食会場、入場料が発生する観光施設、体験型観光コンテンツで支払いが発生する場所でも可とします。

- お土産を販売する施設： 道の駅、ふるさと村、秋田駅、まるごと市場 等
- 入場料等が発生する施設： なまはげ館、県立美術館、青柳家、樺細工伝承館 等
- 体験： 曲げわっぱ体験、各種アクティビティ、農家体験 等

Q23 申請済みの旅行商品も県外事業者のバスを利用する場合は対象となるのか。

A23 要件に対応するように修正等を行った場合は対象とします。

また、既に要件に対応している場合は、旅行代金の引き下げなど、旅行者にインセンティブ（値引き、特典等）を与えることで、対象とします。